

みなべ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対し、予算の範囲内でみなべ町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、みなべ町補助金等の交付に関する規則（平成16みなべ町規則第36号（以下「規則」という。））及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、町内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする民間事業者等が地域の金融機関等と連携しながら行う地域資源を活かした先進的で持続可能な事業とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、総務省要綱第4条第1項による交付対象事業を実施する民間事業者等とする。ただし、みなべ町暴力団排除条例（平成2年みなべ町条例第7条）第2条第1号に規定する暴力団員を役員とする民間事業者等及び、第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有するものを役員とする民間事業者等は対象外とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は総務省要綱第5条第1項に規定する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象経費から金融機関等の融資額及び交付対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下、「交付事業者」という。)は、規則第3条に規定する補助金交付申請に代えて、あらかじめみなべ町地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条に規定する補助金交付決定通知書に代えて、みなべ町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付事業者は、町長から要求があった場合は、事業の遂行状況について、みなべ町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を提出するものとする。

- 2 交付事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定通知を受けた交付事業者は、第7条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

- 2 申請を取り下げの場合は、交付申請書の写しを添えて、みなべ町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(事業の変更及び承認)

第10条 交付事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、みなべ町地域経済循環創造事業補助金変更申請書(様式第5号)を町長に提出し、その決定を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、

交付対象経費の総額の 10 パーセント以内の流用増減を除く。

- (2) 資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき。
- (3) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付対象事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (4) 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (5) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、みなべ町地域経済循環創造事業補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 交付事業者は、交付対象事業が完了した日から起算して 20 日以内又は第 7 条の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、規則第 13 条に規定する事業実績報告書に代えて、みなべ町地域経済循環創造事業交付金交付実績報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 第 8 条第 2 項に規定する帳簿の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 町長は、前条の報告があったときは、必要な審査を実施し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、みなべ町地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により、交付事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、交付事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令通知書（様式第 9 号）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

（交付金の請求）

第 13 条 交付事業者は、前条第 1 項の通知を受けたときは、速やかに、規則第

8条に規定する補助金請求書に代えて、みなべ町地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、特に必要と認めるときは、第7条の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、交付事業者は、みなべ町地域経済循環創造事業補助金概算払い請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第14条 町長は、交付事業者より交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第7条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）交付事業者が、関係法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）交付事業者が、補助金を交付事業以外の事業に使用した場合
- （3）交付事業者が、交付事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- （4）第7条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金の交付により交付事業者に収益が生じたときは、当該交付事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を求めることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

（財産の管理）

第16条 交付事業者は、交付対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 交付事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表（第8条関係）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しをしようとするときは、あらかじめみな

べ町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第 12 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認を受けた交付事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により交付事業者収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることができる。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。